

高知女子大学附属図書館除籍図書取扱内規

平成12年8月18日決裁

(趣旨)

第1条 この内規は、高知女子大学附属図書館規程第2条第2項第1号及び第2号に規定する図書館資料(以下「図書」という。)の蔵書構成を適性化し、その運用を効率化するため、除籍図書の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(除籍図書の決定基準)

第2条 図書で次の各号のいずれかに該当するものは、所定の手続きを経て除籍することができる。

- (1) 図書等が著しく破損または、汚損するなど物理的に使用不能となったもの。ただし、同一図書が購入できる場合は購入しなおす。
- (2) 図書の内容が現在の状況に不適合となったもの。
- (3) 複本が高知短期大学にあり、一定の部数以上は必要でないと判断されるもの。基本に一部を残して廃棄することとし、利用頻度の高い図書については、利用状況に合わせた部数を残して廃棄する。
- (4) 所在不明または、回収不能となってから2年を経過したもの。ただし、現物が見つかり次第、受入し直す。
- (5) その他図書館長が適当とみとめたもの。

(除籍図書の決定)

第3条 除籍は、高知女子大学図書館運営委員会の議を経て図書館長が決裁する。

(除籍図書の事務手続き)

第4条 除籍決定後の事務手続きは、高知県財産規則(昭和39年規則第19号)により行う。

(除籍図書の処理)

第5条 除籍を決定した図書は移管、希望者への譲渡等により処理する。ただし、次の各号に該当するものは焼却する。

- (1) 個人又は団体のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (2) 図書館長が特に指示するもの

※評議会において、本学の蔵書は少なすぎるとの意見もあり、慎重に除籍するとの意見付きで承認された。